

地域ポイント制度「ちばシティポイント」実証実験によるオンライン結合について

1 報告事項

地域ポイント制度「ちばシティポイント」実証実験の八千代市との共同実施に当たり、ポイント管理システムを共有するために、通信回線による電子計算機の結合を行い、参加者の個人情報に八千代市と共有することについて（千葉市個人情報保護条例第10条第4項）

2 ちばシティポイント管理システムの概要

地域ポイント制度「ちばシティポイント」実証実験の実施にあたり、運用管理、データ蓄積を行うためのシステムであり、参加者情報のほか、ポイント履歴等を保存するもの。蓄積した情報は、千葉市、八千代市、ちばシティポイント事務局（千葉市及び八千代市からの業務委託によりフェリカポケットマーケティング㈱が運営）のパソコンからインターネットを通じて閲覧、編集される。（資料1-2参照）。

ちばシティポイント管理システムに保存される情報は下記のとおり。

ポイント情報（付与・利用履歴、有効期限ほか）

参加者情報（氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、電子メールアドレス、参加者識別番号（カードに付番されている番号 ※FP番号・WAON番号）

3 個人情報を取り扱う事務の名称及び概要

(1) 事務を所掌する組織の名称

総合政策局総合政策部政策調整課

(2) 個人情報を取扱う事務の名称及び概要

地域ポイント制度「ちばシティポイント」実証実験

◆目的

市民公益活動（ボランティア活動等）や健康維持・増進活動の促進、その他市の施策の推進

◆特徴

- ・様々な活動に対して共通のポイントを付与

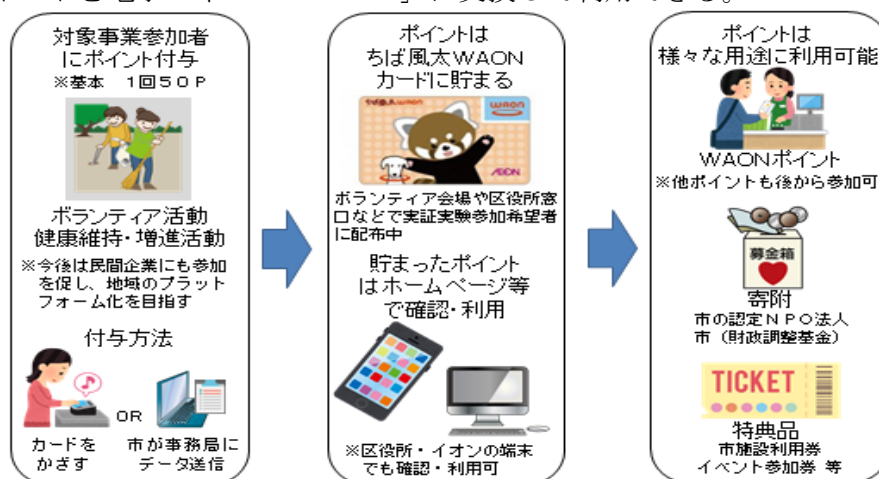
インセンティブとして共通の地域ポイントを付与することで、「新規参加」「活動継続」「横展開（多くの活動への参加）」を促進。

- ・利便性の高い仕組み（既存電子マネーカードの活用）

電子マネーカード「ちば風太WAONカード」又は「やっちWAONカード」に地域ポイントが貯まり、貯まった地域ポイントを電子マネー「WAON」に交換して利用できる。

【参考】

制度のイメージ



4 結合の条件等

(1) 結合先

八千代市

(2) 結合する理由

千葉市では、平成30年7月より「ちばシティポイント」の実証実験を実施しているが、八千代市が平成31年3月にイオン(株)との包括連携協定締結及びご当地WAONカード「やっちWAONカード」の発行にあたり、地域ポイント制度の実証実験実施を検討。

両市で協議の結果、利用者の利便性の向上、参加者数の増加、ポイント流通量の増加、運営費用の負担軽減等を目的として八千代市の地域ポイント制度実証実験についても令和元年10月15日から「ちばシティポイント」として千葉市と共同実施することとなった。

共同実施にあたっては、事務局、ホームページ、ポイント管理システムを共有して行うが、ポイント管理システムにおいては、千葉市、八千代市、ちばシティポイント事務局が受け付けた参加者情報について、オンライン結合を行うことにより、相互に閲覧し、必要に応じて事務局に入力を依頼することが必要となった。

ポイント管理システムへの参加者情報の登録、修正及び削除は基本的にちばシティポイント事務局が行うが、参加者が市に直接問い合わせた場合などについては、市がポイント管理システムにログインして参加者情報を閲覧の上、事務局に修正依頼することとなる。

【八千代市が千葉市の保有する個人情報を読み、内容の修正を依頼する例】

八千代市の「〇〇イベント」に「ちば風太WAON」を持参して参加した方が、ポイントの付与等に関して八千代市に問い合わせを行った場合。

【参考】

共同実施のイメージ



(3) 提供する個人情報の対象者の範囲

ちばシティポイント実証実験に参加し、参加者情報の登録を行った者。

(参加にあたって参加者識別番号のみ初回自動登録、その他の参加者情報はその後任意で登録)

(4) 結合の条件

ちばシティポイント管理システムは、フェリカポケットマーケティング(株)が提供するASPサービスを利用し、千葉市、八千代市、ちばシティポイント事務局がそれぞれインターネットを通じてアクセスする。

(5) 個人情報の保護措置

資料1-3参照